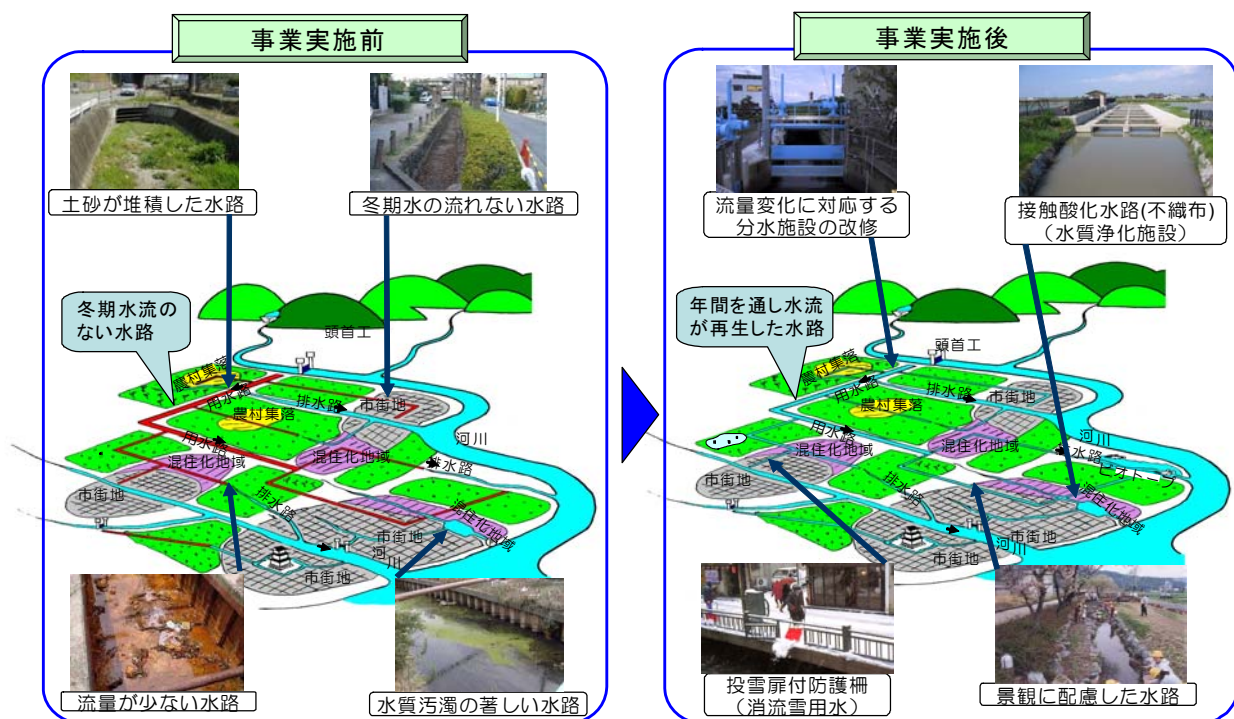


4. 地域水ネットワーク再生事業の活用

地域水ネットワーク再生事業は、環境用水等の新たな用水の取得等に係る調査、調整、施設整備を支援する事業です。

- 農林水産省では、今までかんがい用水に内在していた地域用水の機能確保のための事業を実施してきましたが（例えば、地域用水機能増進事業、地域用水環境整備事業等）、平成 20 年度に創設された地域水ネットワーク再生事業では、かんがい用水に内在していない環境用水等の新たな用水の取得に係る調査、調整、施設整備に対して支援されます。
- 不通期間に水の流れを再生させることにより、地域の水環境の改善、生物多様性の保全等が見込まれるような既得農業水利権の変更更新を実施する場合にも、環境用水等の新たな用水の取得と同様の効果が発現されるため、支援対象となります。
- 本事業は、農業水利施設を利用して環境用水等の新たな用水を取得・通水するための調査から施設整備までを一体でできる事業制度であり、環境用水等の新たな用水の取得・通水においては、本事業の活用についても検討することが望まれます。



地域水ネットワーク再生事業

～“水の回廊”の再生による潤いある田園空間の形成～

1. 事業内容

- (1) 用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備を行う。
- (2) 農業用排水路等の水質浄化を図るための水質浄化施設整備を行う（(1)と併せ行うもの）。
- (3) 用水の利活用に必要な施設整備を行う（(1)と併せ行うもの）。

2. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等
- (2) 補助率 1/2（ただし、冬期湛水に資する調査・調整は定額、冬期湛水に資する施設整備は、別途 20%の促進費を交付）
- (3) 採択基準
 - ア 農業水利施設における維持・保全管理負担が増嵩し、その継続に支障を来すことが懸念される地域であること
 - イ 取得・再生される用水の通水施設が農業水利施設であること
 - ウ 事業計画区域及びその周辺地域に、河川管理者や関係機関により構成され、用水の取得・再生に向けて調整等を行うとともに、将来にわたり農業水利施設の維持・保全管理の主体となる地域水ネットワーク再生協議会（仮称）が設置されること
 - エ 環境用水を取得する場合は、その事業計画区域が田園環境整備マスタープランの環境創造区域又は環境配慮区域、それと同等と認められる環境配慮を重視している区域指定がなされていること
 - オ 消流雪用水を取得する場合は、消流雪用水が地方公共団体の除雪計画への位置づけがあること
- (4) 事業実施期間 平成20年度から平成24年度まで

●事業採択地区事例（平成21年3月現在）

・大道堰地区（山形県）

鶴岡城の城跡公園である鶴岡公園の御濠の水質が悪化し異臭問題が発生していることから、これを改善するため、環境用水（水質浄化等）を取得するもの。

・善光寺川中島平地区（長野県）

都市化、混住化により低減した農業用水の地域用水機能を復元するため、新たに環境用水（親水用水等）を取得するもの。

・蓼川堰地区（兵庫県）

市街地の消雪とコウノトリの野生復帰に係る冬期湛水に関する用水を取得するもの。